平成２４年（フ）第３４４号
佐賀県神埼市神埼町永歌2148番地12
破産者　嘉村　繁喜
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
佐賀市諸富町大字寺井津225番地
破産者　西村　成章
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
佐賀県佐賀市高木瀬西１丁目５番６号
破産者　和光建装こと　江島　真也
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９６５号
札幌市豊平区平岸１条16丁目８―26　長原マンション101号、開始決定時の住所札幌市北区北37条西８丁目２番30―310号
破産者　立島　好幸
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第24地割20番地５
破産者　中村　ツセ
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第１９号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第24地割20番地５
破産者　中村　悦郎
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第５８号
茨城県稲敷市月出里1367番地13、前住所千葉県市原市田尾464番地80
破産者　田中　義昭
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
茨城県稲敷市月出里1367番地13、前住所千葉県市原市田尾464番地80
破産者　田中登美子
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
新潟県長岡市中西1326番地
破産者　本田　苗枝（旧姓深田）
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
山梨県南アルプス市吉田1014番地５
破産者　戸栗　俊江
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
長野県茅野市宮川11188番地１
破産者　倉澤　節子
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第４１号
長野県岡谷市長地出早２丁目４番19号
破産者　宮嶋　久良
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第４２号
長野県岡谷市長地出早２丁目４番19号
破産者　宮嶋　照代
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第６０号
愛知県稲沢市矢合町寺浦3140番地　市営住宅矢合団地４―504
破産者　松山　孝一
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６４号
浜松市南区遠州浜１丁目14番９―205号　県営遠州浜団地、開始決定時の住所愛知県丹羽郡大口町河北２丁目411番地　グルックハイム203号
破産者　三瓶一郎こと　ＳＡＭＰＥＩ　ＩＴＩＲＯ
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第９５号
愛知県一宮市緑１丁目９番12号　グリーンキャッスル305号
破産者　荻本　昌宏
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１８８号
福岡県北九州市門司区片上町１番38号、前住所愛知県岡崎市上六名１丁目13番地５　セジュールむつな202
破産者　樫原　　薫
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
愛知県安城市篠目町童子210番地３　グランドール401、開始決定時の住所愛知県高浜市田戸町７丁目７番地６
破産者　神谷　佳好
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５９号
愛知県岡崎市竜美東２丁目６番地19　サンハイツセジュールＣ―201、開始決定時の住所愛知県岡崎市美合町字呑地２番地21　ユーハウス美合６―Ｂ
破産者　茶谷　　徹
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係